ご契約のしおり抜粋

お客さまへ

この書面は、保険契約にともなう大切なことがらを記載した「ご契約のしおり」の抜粋です。必ずご一読ください。
後日「ご契約のしおり／約款」をお送りしますので、再度ご確認ください。お申付けいただければ事前にお送りします。
また、当社ウェブサイト（https://www.orixlife.co.jp/）にも掲載しています。
ご不明な点は、パンフレット記載のフリーダイヤルまでお問合わせください。

契約に際して

「特に重要な事項のお知らせ―注意喚起情報―」もあわせてご確認ください。

■告知義務

● 告知とは
お申込みまたは復活などの際、保険契約者と被保険者から過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など、当社がおたずねすることがらについて、お知らせいただくことです。

● 告知の方法について
当社所定の「告知書」に、事実をありのままに、正確に、もれなくご記入ください。

■正しく告知しなかった場合

● 告知義務違反による保険契約または特約の解除

・告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかった場合、または正しくないことを告知した場合には、責任開始日（復活日および特約の中途付加日を含みます。以下同じ。）から２年以内であれば、当社は「告知義務違反」として保険契約または特約を解除することがあります。

・責任開始日から２年経過後でも、給付金等の支払事由または保険料の払込免除事由が２年以内に生じていた場合には保険契約または特約を解除することがあります。

・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社は保険契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社は保険契約または特約を解除することができます。

■申込手続き

● 申込書・告知書は、保険契約者および被保険者ご自身で記入してください。

● 当社の社員・生命保険募集人（当社の生命保険代理店、カスタマーサービスセンターなどで応対させていただく者を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介（取次ぎ等）を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。

■保障の開始時期（責任開始）

「特に重要な事項のお知らせ―注意喚起情報―」（5 責任開始時（日）について）をご確認ください。

■保険証券の送付

保険契約の申込み承諾後に保険証券を送ります。保険証券に書いてあることがらが、お申込みの内容と相違していないかお確かめください。万一、お申込みの内容と相違しているときは、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へご連絡ください。

■特別条件付による引受

● 当社では、保険契約者間の公平性を保つために、お客さまの身体の状態すなわち給付金等のお支払いが発生するリスクに応じてお引受けの判断をしております。

● 以下の条件をつけてお引受けする場合があります。
【特定障害不担保特約】
・視力障害を不担保とした場合
当社が指定した「視力障害」に該当した場合「保険料の払込免除」をしません。
・聴力障害を不担保とした場合
当社が指定した「聴力障害」に該当した場合「保険料の払込免除」をしません。

■詐欺による取消および不法取得目的による無効

● つぎの場合には保険契約または特約を取消または無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

・保険契約者、被保険者または給付金等の受取人の詐欺により保険契約・特約の締結または復活が行われた場合

・保険契約者が給付金等を不法に取得する目的または他人に給付金等を不法に取得させる目的をもって保険契約・特約の締結または復活を行った場合

■現在の契約を解約して新たな保険に見直す場合

● 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときには、一般的に保険契約者にとって不利益となります。

契約後

■保険料の払込方法

● 保険料は払込期月中につぎの方法で当社へ払い込んでください。

①口座振替で払い込んでいただく場合（年払、半年払、月払）
当社および当社が委託している振替代行会社が提携している金融機関等に開設された保険契約者の指定の口座から、保険料が自動的に当社の口座に振り替えられます。
なお、複数の保険契約の指定口座が同一の場合、すべての保険契約の保険料が合算されて振り替えられます。
【預金残高不足等の理由で振替えできなかった場合】
翌月の振替日につぎの金額を再度振り替えます。
・月払の保険契約は２か月分
・年払・半年払の保険契約は同一金額

②クレジットカードにより払い込んでいただく場合（年払、半年払、月払）
・クレジットカード払特約を付加した場合、クレジットカード会社を通じて、当社に保険料が払い込まれ

ます。

・クレジットカードの有効性等の確認ができなかった場合、保険契約者にその旨通知しますので、保険料の払込方法（経路）の変更手続きを行ってください。

● 保険料の払込方法の変更について

払込方法（経路）、回数（年払、半年払、月払）、振替口座または金融機関の変更を希望する場合は、すみやかに「カスタマーサービスセンター」へお申し出ください。

払込方法の変更について申し出があった場合、当社は所定の事務手続きを経て、新たな払込方法に変更します。

この場合、新たな払込方法に変更されるまでの間の保険料は、直接、当社へ払い込んでください。

● 保険料の前納について

契約時または契約後に、将来の保険料をあらかじめまとめて払い込んでいただくことを保険料の前納といいますが、現在は取扱いしておりません。

● 保険料の払込みが不要となった場合の取扱いについて

保険料の払込方法（回数）が年払・半年払の保険契約の場合、保険料の払込みが不要となったときは、つぎのような取扱いとなります。

・保険料を払い込んでいただいた後に、保険契約の消滅等*1により、保険料の払込みが不要となった場合は、つぎの額をお支払いします。

【お支払いする額】

すでに払い込まれた保険料*2のうち、保険料の払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月ごとの応当日からその月ごとの応当日の属する保険料期間*3の末日までの月数に対応する保険料相当額

＊１保険契約の消滅等には、保険契約または付加されている特約の消滅、減額等を含みます。

＊２保険料の一部の払込みを要しなくなった場合は、その払込みを要しなくなった部分に限ります。

＊３保険料期間とは、保険料の払込方法（回数）に応じて、それぞれの応当日からその翌応当日の前日までの期間をいいます。

別表２　悪性新生物

Ⅰ．悪性新生物とは、平成27年２月13日総務省告示第35号に基づく、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD－10　2013年版準拠」に記載された分類項目中、下記の基本分類コードに規定される内容によるものをいいます。

分　類　項　目	基本分類コード
⑴　口唇、口腔および咽頭の悪性新生物＜腫瘍＞	C00～C14
⑵　消化器の悪性新生物＜腫瘍＞	C15～C26
⑶　呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物＜腫瘍＞	C30～C39
⑷　骨および関節軟骨の悪性新生物＜腫瘍＞	C40～C41
⑸　皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物＜腫瘍＞	C43～C44
⑹　中皮および軟部組織の悪性新生物＜腫瘍＞	C45～C49
⑺　乳房の悪性新生物＜腫瘍＞	C50
⑻　女性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C51～C58
⑼　男性生殖器の悪性新生物＜腫瘍＞	C60～C63
⑽　腎尿路の悪性新生物＜腫瘍＞	C64～C68
⑾　眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C69～C72
⑿　甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物＜腫瘍＞	C73～C75
⒀　部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物＜腫瘍＞	C76～C80
⒁　リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物＜腫瘍＞、原発と記載されたまたは推定されたもの	C81～C96
⒂　独立した（原発性）多部位の悪性新生物＜腫瘍＞	C97
⒃　上皮内新生物＜腫瘍＞	D00～D09
⒄　真正赤血球増加症＜多血症＞	D45
⒅　骨髄異形成症候群	D46
⒆　リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物＜腫瘍＞（D47）のうち、 ・慢性骨髄増殖性疾患 ・本態性（出血性）血小板血症 ・骨髄線維症 ・慢性好酸球性白血病［好酸球増加症候群］	 D47.1 D47.3 D47.4 D47.5

Ⅱ．上記Ⅰにおいて「悪性新生物」または「上皮内新生物」とは、厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類―腫瘍学第3.1版」中、新生物の性状を表す第５桁コードが下記のものとします。

第５桁性状コード
／２……上皮内癌 上皮内　非浸潤性　非侵襲性 ／３……悪性、原発部位 ／６……悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／９……悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

（注１）上記Ⅰの厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、新たな分類が施行された場合で、上記Ⅰに掲げる疾病以外に新たに悪性または上皮内新生物に分類された疾病があるときには、その疾病を対象となる悪性新生物ま

たは上皮内新生物に含めます。

（注２）上記Ⅱの厚生労働省政策統括官編「国際疾病分類－腫瘍学」において、新たな分類が施行された場合で、あらたに新生物の性状を表す第５桁性状コードが悪性または上皮内新生物に分類された疾病があるときには、その疾病を対象となる悪性新生物または上皮内新生物に含めます。

別表８　対象となる手術

対象となる手術は下表のとおりとします。

手　術　の　種　類
１．悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）
２．その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）
３．悪性新生物根治放射線照射（血液照射は除く。悪性新生物の治療を目的とした50グレイ以上の照射で施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする。）
４．悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする。）
５．ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる悪性新生物手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする。）

お客さまの個人情報の取扱いについて

プライバシー・ポリシーについて

オリックス生命保険株式会社（以下、「当社」といいます）は、お客さまのさまざまなご要望に対し、オリックスグループの総合力により質の高いサービスをご提供し、お客さまとの強い信頼関係を確立することを目指しています。
当社は、お客さまの個人情報については、極めて重要な情報資産として、適法・適正な方法で取得するとともに、以下に従い、適切に利用・管理・保護します。
このプライバシー・ポリシー（以下、「本ポリシー」といいます）は、当社における個人情報の利用目的を公表し、その取扱い等についてご説明するものです。

1. 法令の遵守
当社は、個人情報を保護し、その安全を確保するためには、すべての役員および社員等に個人情報の取扱いに関する法令およびその他規範を周知・遵守させることが必要であることを認識し、その徹底をはかります。

2. コンプライアンス・プログラムの継続的改善
当社は、個人情報の取扱いに関する事項を含むコンプライアンス・プログラムを作成し、定期的に見直し、継続してその改善をはかります。

3. 適用範囲
本ポリシーは、当社のお客さまの個人情報に適用されます。
（お客さまの定義）
当社では、お客さまを次のように定義しています。
・個人・法人を問わず、保険契約者・被保険者・保険金等受取人などの保険契約関係者（注）およびご加入を検討していただいている方
（注）保険契約関係者には、ご高齢の方がご加入されるときに同席されるご親族、ご家族登録制度に登録されているご親族の方を含みます。

代理店・募集人の個人情報、役員および社員等の個人情報、ならびに人材募集・採用にかかる個人情報には本ポリシーは適用されません。

なお、当社におけるCookieの取扱いについては、当社サイトポリシー内の「Cookie（クッキー）、ウェブビーコンについて」をご確認ください。

4. 個人情報の取得
当社は、「5. 個人情報の利用目的」に定める目的の範囲内で適法・適正な方法によりお客さまの個人情報（氏名・生年月日・住所・性別・電話番号・職業・健康状態等）を取得します。
主な取得方法には、保険契約申込書等による取得や、各種商品・サービスに関する資料をご請求いただいた際の電話・その他通信媒体等を通じた取得があります。
なお、当社のコールセンター・本社・支社窓口とのお電話の内容につきましては、当社業務の運営管理およびサービス充実等、「5. 個人情報の利用目的」に定める目的の達成に必要な範囲で録音させていただくことがあります。

5. 個人情報の利用目的
当社は、お客さまの個人情報を、次の目的の範囲内でのみ利用し、それ以外の目的には利用しません。
なお、この利用目的の範囲を超えて取扱う場合、およびお客さまの個人情報を第三者へ提供する場合は、原則として書面によりお客さまご本人の同意をいただいた上で行います。
(1) 各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理
(2) 保険金・給付金等のお支払い
(3) 当社、グループ会社・提携会社の各種商品・サービスのご案内・提供、維持管理
(4) 再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、再保険金の請求
(5) 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
(6) その他保険に関連・付随する業務

マイナンバーを含む個人情報は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、「マイナンバー法」といいます）」により利用目的が限定されており、当社は、その目的を超えて取得・利用しません。

6. 個人情報の管理
当社は、お客さまの個人情報の管理にあたっては、正確かつ最新の情報を保持するよう努めます。
また、個人情報への不正なアクセス、および個人情報の紛失・盗難・改ざん・漏えい等の防止のため、適切な安全管理措置を講じるとともに、個人情報の取扱いに関する方針や規程等を継続的に見直し、必要に応じて改善をはかります。

7. 個人情報の提供
当社は、次の場合を除いて、保有するお客さまの個人情報を第三者へ提供しません。
(1) お客さまご本人の同意を得ている場合
(2) 法令に基づく場合
(3) 人の生命、身体または財産（法人の財産を含みます）の保護のために必要があり、お客さまご本人の同意を得ることが困難な場合
(4) 「5. 個人情報の利用目的」に定める目的の達成に必要な範囲において、当社代理店を含む委託先に提供する場合
(5) 個人情報を共同利用する場合
(6) 保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合
(7) その他の正当な理由がある場合

マイナンバーを含む個人情報は、マイナンバー法で認められている場合を除き、第三者へ提供しません。

8. 再保険における個人情報の取扱い
当社では、当社と保険契約者との間の保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあります。
再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに関する業務のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人

情報のほか、被保険者氏名・性別・生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および告知内容、検診内容等の健康状態に関する情報など当該業務遂行に必要な個人情報を保険契約者・被保険者の同意を得た上で再保険会社に提供することがあります。

9.個人情報の共同利用

(1)グループ会社との共同利用

当社が保有するお客さまの個人情報を、以下に従って、当社とオリックスグループ各社が共同利用することがあります。

①共同利用者

オリックスグループ各社

（オリックス株式会社ならびに法令に基づくオリックス株式会社の連結決算および持分法適用会社のうち「グループ会社一覧」（https://www.orix.co.jp/grp/company/about/group/）に記載の、「国内グループ会社一覧」となります。なお、グループ会社は変更となる場合がありますので、最新の対象会社は上記ウェブサイトでご確認ください）

②共同利用者の利用目的

共同利用者は、当社およびオリックスグループ各社におけるリスクの管理等経営上必要な管理を行う目的で利用します。

③共同利用する個人情報の項目

お客さまの氏名・住所・生年月日・性別・電話番号、その他上記「②共同利用者の利用目的」達成のために必要な個人情報

④共同利用する個人情報の管理について責任を有する者

〒100－0004　東京都千代田区大手町２－３－２

大手町プレイス　イーストタワー

オリックス生命保険株式会社

代表取締役社長　片岡　一則

(2)情報交換制度等における共同利用

当社は、健全な生命保険制度の維持・発展のため、次の制度に基づき一般社団法人生命保険協会、生命保険会社等との間で保険契約に関する個人情報（被保険者名、死亡保険金額、入院給付金日額等）を共同利用します。

・契約内容登録制度・契約内容照会制度

・医療保障保険契約内容登録制度

・支払査定時照会制度

各制度の詳細につきましては当社ウェブサイト（https://www.orixlife.co.jp/about/governance/privacy/shareduse/）をご覧ください。

10.個人情報の取扱いの委託先管理

当社では、よりよいサービスをご提供するために、お客さまの個人情報の取扱いを委託する場合があります。委託先の選定に際しては、委託先における個人情報の管理、秘密保持、再委託の制限、個人情報の漏えい防止等に関して、適切な取扱いがなされているかについて基準を定めて慎重に評価しています。また、委託先における個人情報の安全管理措置の実施状況を定期的に確認し、問題が認められる場合には改善を指導しています。

11.外国への移転

お客さまの個人情報は、当社または第三者によって、「5.個人情報の利用目的」に定める目的の範囲内で、外国に移転され、取扱われることがあります。移転先の国には、日本において適用されるデータ保護基準とは異なる基準を有している国を含みます。当社は、お客さまの個人情報が、安全に、かつ本ポリシーおよび「個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」といいます）」を含む法令に準拠して取扱われることを保証するため、適切な契約の締結の他、法令により求められる必要な措置(注)を行います。

（注）個人情報保護法に定める必要な措置とは、①移転先における個人情報の取扱状況およびそれに影響を及ぼしうる移転先の国の制度の有無の定期的な確認　②適正な取扱いに問題が生じた場合の対応（適正な取扱いの継続的な確保が困難な場合は個人情報の提供を停止）をいいます。

12.匿名加工情報の取扱い

当社は、匿名加工情報(注)を作成する場合は、法令で定める基準に従いお客さまの個人情報を適正に加工します。また、適切な安全管理措置を講じるとともに、匿名加工情報に含まれる情報の項目を公表します。

匿名加工情報を自ら利用する場合は、作成のもととなった個人情報について本人を識別するための行為はいたしません。

（注）匿名加工情報とは、個人情報保護法の定めに従い、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいいます。

13.個人情報の保存期間

当社は、「5.個人情報の利用目的」に定める目的を達成するために合理的に必要とされる期間、または法令に基づいて必要な期間、個人情報を保持します。個人情報が不要になった場合は、速やかに削除します。

14.個人情報の管理について責任を有する者

〒100－0004　東京都千代田区大手町２－３－２

大手町プレイス　イーストタワー

オリックス生命保険株式会社

代表取締役社長　片岡　一則

15.個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用の停止等

当社は、お客さまから、ご本人に関する個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用の停止等のご請求があった場合は、業務の適正な実施に著しい支障をきたす等の特別の理由がない限り、お客さまご本人であることの確認を行った上で、適切に対応させていただきます。具体的な請求手続につきましては、次の個人情報問合せ窓口までご連絡ください。

オリックス生命保険株式会社　個人情報問合せ窓口

0120-227-780

受付時間　9：00～17：00

（土日祝日、年末年始の休業日を除く）

当社のウェブサイトには、当社の取引先等、第三者のウェブサイトへのリンクが含まれています。当社は第三者における個人情報の取扱いを管理していませんので、当該第三者における個人情報の取扱いについてのお問合せ窓口はリンク先

ウェブサイトをご確認ください。

機微（センシティブ）情報〈要配慮個人情報を含む〉の取扱いについて

当社は、医療・健康情報等の機微（センシティブ）情報の利用目的を業務の適切な運営の確保その他必要と認められるものに限定しています。
また、機微（センシティブ）情報については、限定している目的以外では利用しません。

当社は、代理店扱いのご契約に関して、委託先である募集代理店との間で健康状態等の機微情報を含む個人情報を業務上必要な範囲で共有いたします。共有を希望されない場合は、当社窓口（0120-227-780）までお申し出ください。

◇最新のプライバシー・ポリシーは当社のウェブサイト「個人情報の取扱いについて（プライバシー・ポリシー）」（https://www.orixlife.co.jp/about/governance/privacy/）をご確認ください。

他の生命保険会社等との保険契約等に関する個人情報の共同利用について

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、つぎのとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度・契約内容照会制度」について

お客さまの契約内容が登録され、ご契約のお引受けやお支払いの判断の参考とさせていただくことがあります。
当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日（以下「契約日等」といいます）から５年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から５年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。
契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申出ることができます。

また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。
上記各手続きの詳細については、本社へお問合わせください。

ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱っている場合
イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

2024年３月31日以前にお申込みいただいた場合の登録事項
(1)保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
(2)死亡保険金額、災害死亡保険金額および収入保障年金の現価額（一括支払による金額）
(3)入院給付金の種類および日額
(4)契約日、復活日、復旧日、増額日および特約の中途付加日
(5)取扱会社名

2024年４月１日以降にお申込みいただいた場合の登録事項
(1)保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
(2)普通死亡保険金の金額および収入保障年金の現価額（一括支払による金額）
(3)入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
(4)災害死亡保険金の金額
(5)がん給付金の一時金額
(6)就業不能保障給付金の月額
(7)先進医療保障給付の件数
(8)契約日、復活日、復旧日、増額日および特約の中途付加日
(9)取扱会社名

※申込日が不明な場合は、告知日または申込書受領日（受付日）を基準日とします。
※復活、復旧、増額または特約の中途付加においては2024年３月29日以降に手続きが完了した証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記(2)～(7)に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、ご契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会のウェブサイト（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

「支払査定時照会制度」について

保険金、年金または給付金のご請求に際し、お支払いや契約の解除等の判断の参考とすることを目的として、お客さまの契約内容等を利用させていただくことがあります。
当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、保険金、年金もしくは給付金のお支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。
相互照会される情報は下記の相互照会事項に限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。
また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするために利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。
照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。
各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申出ることができます。
また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。上記各手続きの詳細については、本社にお問合わせください。

ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取扱っている場合
イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ)当社が取扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ)本人が識別される保有個人データの取扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】
つぎの事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した契約に係るものは除きます。
(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（これらの事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします）
(3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会のウェブサイト（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社のウェブサイトをご確認ください。
契約内容登録制度・契約内容照会制度（https://www.orixlife.co.jp/about/governance/privacy/contract.html）
支払査定時照会制度（https://www.orixlife.co.jp/about/governance/privacy/assessment.html）

ミックス
紙 | 責任ある森林管理を支えています
FSC® C012064

VEGETABLE OIL INK

※PDF版は認証紙に印刷された認証印刷物データを使用して作成しています。

ORIX
オリックス生命保険株式会社
〒100-0004　東京都千代田区大手町2-3-2
大手町プレイス イーストタワー

ORIX 2024-C-132
30VF20